

# 渋谷4大学連携単位互換制度 後期 互換科目履修に関する要綱

対象：令和元年度 2・3年生

## 1. 概要

渋谷に居を構える4大学が、各大学の「建学の精神」、「カリキュラム・ポリシー」に則り、以下の6つのテーマに沿ったそれぞれの特徴を踏まえた科目を相互に提供することにより、渋谷で学ぶ意義を高めると共に、大学間の交流を深め、学生に対して、所属大学における学びこととまらない多様な価値観に基づく学修機会を提供することを目的とする。

## 2. 参加大学一覧

青山学院大学、國學院大学、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、聖心女子大学

## 3. スケジュール

- ・募集要項の閲覧 ⇒ 6月13日(木)より大学ホームページで募集要項を公開。また、6月13日(木)より教務課、たまプラーザ事務課でも閲覧可。
- ・出願・登録期間 ⇒ 以下の2回の期間で出願を受け付けます。
  - (1) 6月24日(月)～6月28日(金) 20時30分まで
  - (2) 9月2日(月)～9月11日(火) 15時まで
- ・手続き ⇒ 所定の申請書(本学ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、写真(最大 4.5 cm×3.5 cm。裏面に学籍番号・氏名を記入すること)を1大学につき1枚とともに、教務課へ持参し、写真台帳等を作成していただきます。
- ・受入決定 ⇒ 原則、授業開始までに受入大学より受入許可、または不許可の通知が本学に届く予定です。出願者本人へは本学からその結果を連絡します。
- ・受講 ⇒ 特別聴講生証は初回授業時に、事務手数料と引き換えで交付されます。
- ・事務手数料 ⇒ 申請年度毎に1大学につき事務手数料1,000円が必要です。
  - ※ 事務手数料以外に受講に必要な教材費等の経費は、**各自の負担**となります。
  - ※ 受講資格の詳細については、「渋谷4大学連携単位互換パンフレット」を確認してください。

### 《本学での単位互換協定による修得単位の取扱い》 ※入学年度により扱いが異なります。

**平成28年度までの入学生、及び平成30年度以前の編入学生**：年次履修単位制限(CAP制)の範囲外とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。(※1)
- ②修得した単位は、教養総合科目として認定されます。
- ③12単位(24単位になる場合あり。※2)を限度として、卒業に要する単位に算入できます(※1)。

**平成29年度以降の入学生(編入学生を除く)**：年次履修単位制限(CAP制)の範囲内とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。(※1)
- ②修得した単位は、全学オープン科目として認定されます。
- ③12単位(24単位になる場合あり。※2)を限度として、卒業に要する単位に算入できます(※1)。

※1「渋谷4大学連携単位互換制度」と「横浜市内大学間単位互換協定」での履修単位を合算します。

※2「横浜市内大学間単位互換協定」の場合、専門教育科目に置き換えることができる科目を、その科目として認定することもあります。専門教育科目に置き換えた科目は12単位を限度として、卒業に要する単位に算入できます。この場合、単位互換協定による卒業算入限度単位は教養総合科目(共通教育科目)とあわせて24単位になります。

### 【注意】

- ①本学の科目と単位互換科目との曜日・時限の重複が発生(あるいは通学時間に無理があると判明)した場合は、**本学の科目を優先して登録し**、単位互換科目の履修を放棄しなければなりません。後期の時間割をよく考え、重複のないように登録してください。なお、科目重複による履修放棄は必ず教務課(渋谷)に申し出てください。
- ②**単位互換制度により履修が許可された科目の履修取消は認めません。**
- ③受講科目の定期試験の日程が本学の定期試験と重複した場合は、**受入れ大学の試験が優先され、本学の科目は追試験を受験する**こととなりますので、教務課またはたまプラーザ事務課に申し出てください。

その他、単位互換に関するお知らせはホームページ(在学生・保護者の方へ → 授業・履修 → 単位互換制度)を通じて行いますので、受講者(受講希望者)は自分自身で確認してください。

単位互換担当：渋谷キャンパス 教学事務部教務課 <03-5466-0135>